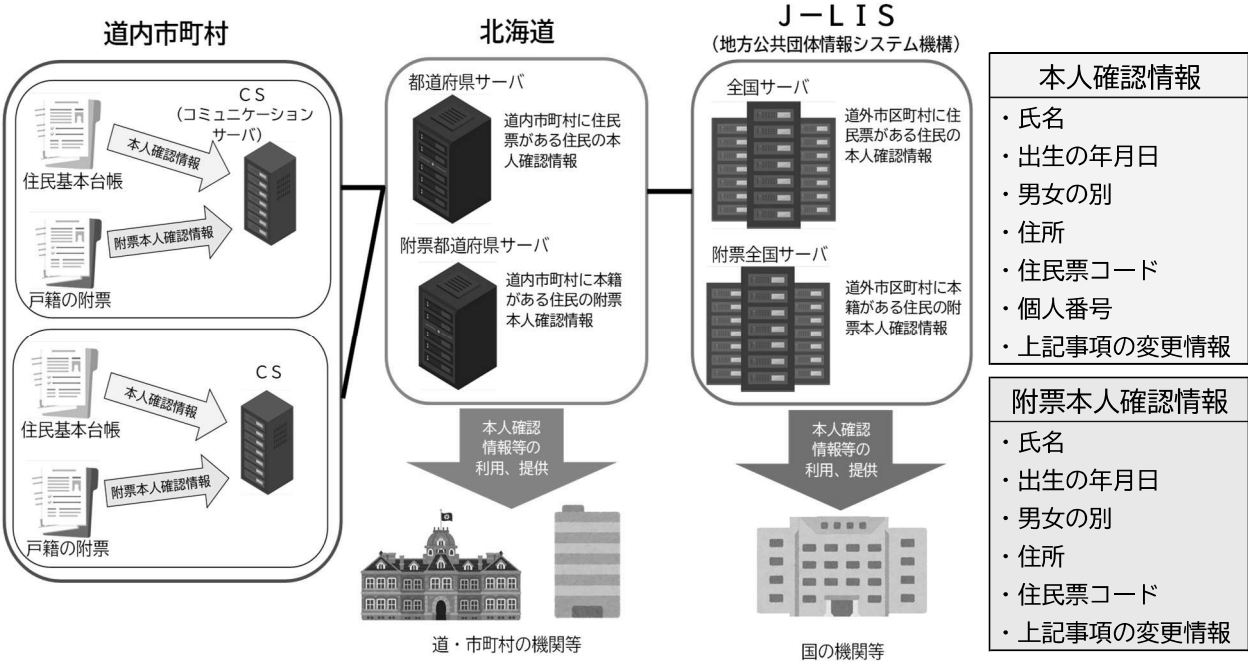


住民基本台帳ネットワークシステムの概要

1 住基ネットの概要

- 住民基本台帳法に基づき、**住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化**に資するため、住民基本台帳をネットワーク化。**全国共通の本人確認**ができるシステムを構築し、平成 14 年 8 月 5 日から運用開始。
- 令和 6 年 5 月 27 日の改正住基法の施行により、**住民票の記載事項に基づく「本人確認情報」**に加えて、新たに**戸籍の附票の記載事項に基づく「附票本人確認情報」**の利用、提供が開始。



2 市町村・都道府県・国（J-LIS）の役割

市町村	都道府県	J-LIS (地方公共団体情報システム機構)
○市町村ネットワークの構築・運営 ○住民基本台帳に関する事務を処理	○都道府県ネットワークの構築・運営 ○本人確認情報等の保護に関する審議会の設置	○全国ネットワークの構築・運営 ○情報提供手数料の受領

3 セキュリティの状況

(1) 都道府県サーバの集約化	従来、各都道府県がそれぞれに設置していたサーバを、平成 26 年 1 月から他の都道府県と共同で国内 1 か所（集約センター）に集約して管理・運用
(2) 集約センターの監視	集約サーバは J-LIS が 24 時間体制で実施
(3) ネットワークの監視	J-LIS が 24 時間体制で実施

住基ネット本人確認情報等の利用状況

1 本人確認情報等の利用

(1) 法令利用	・ 国や都道府県、市町村等が、住民基本台帳法に規定された事務について、J-LIS サーバで保存されている本人確認情報等を利用できる
(2) 条例利用	・ 都道府県や市町村等が、住民基本台帳法の規定に基づき各都道府県が定めた条例に規定された事務について、都道府県サーバで保存されている本人確認情報を利用できる ※条例による市町村への附票本人確認情報の提供は不可

2 法令利用と条例利用

(1) 法令利用

【住民基本台帳法の別表で定める事務】

	保存機関	利用機関	事務数	関係条項
別表第 1	J-LIS	国の機関等	284	第 30 条の 9、 第 30 条の 23、 第 30 条の 28、 第 30 条の 30
別表第 2	J-LIS	自都道府県の市町村の執行機関	84	第 30 条の 10
別表第 3	J-LIS	他都道府県の執行機関	100	第 30 条の 11
別表第 4	J-LIS	他都道府県の市町村の執行機関	83	第 30 条の 12
別表第 5	都道府県	自都道府県の知事	99	第 30 条の 15
別表第 6	都道府県	自都道府県の知事以外の執行機関	7	第 30 条の 15

(令和 7 年 (2025 年) 12 月 1 日現在)

(2) 条例利用

北海道では、平成 14 年に住民基本台帳法施行条例を制定し、平成 23 年に本人確認情報の条例利用事務を定める改正を行った。

条例利用の開始にあたっては、道庁関係部局等に住基ネットによる本人確認の利用希望の有無について調査を実施し、利用件数の見込みや、セキュリティ確保のための管理体制を含む事務処理負担等を勘案しながら事務を選定。

※附票本人確認情報については、条例利用事務を定めていない。

【北海道住民基本台帳法施行条例の別表で定める事務】

	保存機関	利用機関	事務数	関係条項
別表第 1	北海道	道内市町村の執行機関	13	条例第 2 条(法第 30 条の 13)
別表第 2	北海道	道知事	31	条例第 4 条(法第 30 条の 15)
別表第 3	北海道	道知事以外の執行機関	10	条例第 5 条(法第 30 条の 15)

(令和 7 年 (2025 年) 12 月 1 日現在)

3 北海道における本人確認情報の利用状況

(1) 住民基本台帳法（別表第5、別表第6）に基づく道での利用

※平成27年度から番号制度に係る事務が利用事務に追加

利用事務	利用開始時期										
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
法 別 表 5											
公金受取口座登録法による情報の管理に関する事務	R3.5～							1,993	299	-	-
恩給法による年金の支給に関する事務	H17.3～	1,373	662	569	493	430	459	656	518	246	255
地方税法等による地方税の賦課徴収又は調査に関する事務	H28.1～	-	357	10	-	10,233	-	-	-	-	8
消防法による危険物取扱者免状の交付等に関する事務	H16.3～	26	18	29	16	16	9	6	16	9	9
旅券法による一般旅券の発給等に関する事務	H15.4～	62,285	72,859	74,996	81,785	74,250	8,305	8,434	28,843	58,571	59,429
高校無償化法による就学支援金の支給に関する事務	H28.1～	-	-	-	-	45,012	24,765	23,066	23,353	18,760	17,919
感染症予防法による措置又は療養費の支給等に関する事務	H28.1～	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
難病法による特定医療費の支給に関する事務	H28.1～	-	268,111	47,969	9,927	9,564	8,207	9,859	6,020	5,803	14,500
被爆者援護法による医療特別手当等の支給に関する事務	H17.4～	3	136	10	140	-	-	3	21	26	22
児童福祉法による里親の認定、登録等又は徴収に関する事務	H28.1～	-	24,720	12,065	2,665	1,456	1,634	1,371	1,865	2,750	1,376
児童福祉法による助産の実施又は保護の実施に関する事務	H28.1～	8	-	4	1	-	-	-	213	37	57
児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	H28.1～	-	62,446	3,855	4,971	5,273	3,814	3,360	2,734	3,787	2,604
母子父子寡婦福祉法による資金の貸付け等に関する事務	H28.1～	1	66,805	15,470	2,628	1,766	1,751	1,747	1,380	1,234	941
生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務	H28.1～	-	19,221	49,580	1,302	963	2,326	1,718	5,612	18,217	2,708
身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務	H28.1～	-	301,583	9,425	8,802	7,692	12,534	16,796	127,788	23,459	8,035
精神保健福祉法による措置の実施又は手帳交付に関する事務	H28.1～	-	157,841	6,291	3,101	2,907	1,648	2,949	33	2,951	12,305
知的障害者福祉法による知的障害者の判定に関する事務	R6.2～									1,032	4,007
特別児童扶養手当法等による手当の支給等に関する事務	H28.1～	-	56,186	1,781	1,896	9,276	3,230	3,525	641	99	5,932
障害者自立支援法による給付又は事業の実施に関する事務	H28.1～	-	178,776	75,412	17,255	10,000	3,994	14,049	7,294	2,140	4,015
中国残留邦人等自立支援法による給付等の支給に関する事務	H28.1～	-	6	-	5	-	-	-	-	-	-
戦没者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	H29.6～			23,761	4	-	1,345	74	-	-	4
家畜商法による家畜商の免許に関する事務	H15.7～	91	25	48	29	25	13	42	89	29	28
大規模小売店立地法による届出に関する事務	H22.2～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅宿泊事業法による届出に関する事務	H30.6～				208	101	42	16	-	-	-
通訳案内士法による通訳案内士等の登録に関する事務	H18.6～	40	102	38	16	15	8	4	2	36	11
不動産鑑定評価法による鑑定業者の登録等に関する事務	H20.4～	1	-	3	-	-	-	-	-	-	4
番号利用法附則第二条に基づく準備行為	H27.4～	177,904	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法 別 表 6											
特別支援学校就学奨励法による経費の支弁に関する事務	H28.1～	-	-	15,513	4	21,914	10,271	4,332	4,214	3,693	7,692
高校無償化法による就学支援金の支給に関する事務	H28.1～	-	-	-	-	23	358,664	57,307	50,661	44,526	43,257
計		241,732	1,209,854	336,829	135,248	200,916	443,020	151,307	261,596	187,405	185,118

(これまで実際に利用があった事務についてのみ抜粋)

※附票本人確認情報については、令和6年5月27日から利用開始であり、令和6年度までの利用実績なし。

（２）住民基本台帳法施行条例に基づく提供及び利用

住民基本台帳法施行条例の改正により、平成23年４月１日から次の事務に関し、本人確認情報の市町村への提供及び道での利用を行っている。

【ア 住民基本台帳法施行条例（別表１）に基づく市町村への提供】

利用事務	利用開始 時 期										
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
条例別表 1											
地方税法等による市町村税の賦課徴収に関する事務	H23.4～	5,281	2,543	1,676	1,481	1,658	1,455	1,628	1,439	1,465	1,246
地方税法による嘱託を受けた徴収金の徴収に関する事務	H23.4～	31	22	6	46	21	7	7	6	18	8
地方税法による市町村税の犯則事件の調査に関する事務	H23.4～	-	3	5	3	1	1	-	-	8	12
水道法による上水道料金の滞納整理に関する事務	H23.4～	8	13	6	11	34	9	4	36	10	13
墓地使用料の滞納整理に関する事務	H23.4～	-	2	-	-	-	1	1	-	-	-
児童福祉法による保育料の滞納整理に関する事務	H23.4～	-	-	1	-	-	-	1	-	21	-
保険料(国保・介護・後期)の賦課徴収に関する事務	H23.4～	38	33	292	21	17	10	7	14	19	23
土地収用法による事業用地の取得に関する事務	H23.4～	-	3	-	1	1	-	-	2	1	3
道路法による道路占有料の滞納整理に関する事務	H23.4～	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2
港湾法による港湾使用料の滞納整理に関する事務	H23.4～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公営住宅家賃の滞納整理に関する事務	H23.4～	2	7	11	-	-	7	8	3	-	4
下水道法による水道料金の滞納整理に関する事務	H23.4～	6	2	3	1	-	-	4	5	22	8
奨学金の債権管理に関する事務	H23.4～	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
計		5,367	2,628	2,000	1,564	1,732	1,491	1,661	1,661	1,505	1,319

【イ 住民基本台帳法施行条例（別表２・３）に基づく道での利用】

利用事務	利用開始 時 期	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
		条例別表 2									
北海道恩給条例による年金の支給に関する事務	H23.4～	9	457	364	244	372	289	128	117	151	108
地方税法等による道税の賦課徴収に関する事務	H23.4～	84,906	83,221	80,886	87,596	60,595	65,592	69,891	73,208	72,873	73,066
地方税法による嘱託を受けた徴収金の徴収に関する事務	H23.4～	688	636	523	80	452	56	247	183	91	33
地方税法による道税の犯則事件の調査に関する事務	H23.4～	5	-	-	3	-	43	-	1	48	-
私立高校等における授業料軽減補助金の交付に関する事務	H31.4～	-	-	-	-	11	-	-	-	-	-
行政書士試験合格証明書の交付に関する事務	H23.4～	-	-	3	-	-	2	-	3	-	-
自然環境保全条例による特定開発行為の許可等に関する事務	H23.4～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定商取引法による指示等に関する事務	H23.4～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道消費生活条例による勧告等に関する事務	H23.4～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道看護職員養成修学資金の債権管理に関する事務	H23.4～	25	44	15	38	14	7	-	-	38	-
北海道心身障害者扶養共済制度条例に関する事務	H23.4～	121	145	222	59	84	170	359	59	302	110
特定疾患に係る治療研究費の交付に関する事務	H28.1～	-	37,874	4,342	-	-	-	-	19	17	3
社会福祉士及び介護福祉士修学資金の債権管理に関する事務	H23.4～	-	119	118	27	-	-	-	88	-	-
砂利採取法による砂利採取業者の登録に関する事務	H23.4～	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道職業訓練手当の受給資格の認定に関する事務	H23.4～	27	23	41	25	23	12	8	15	34	8
農業取締法による農業販売業者の届出に関する事務	H23.4～	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-
肥料の生産・輸入業者の登録又は販売の届出に関する事務	H23.4～	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
漁港管理条例による漁港施設利用料等の徴収に関する事務	H23.4～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地収用法による公共事業用地の取得に関する事務	H23.4～	1	6	11	41	-	-	-	-	-	-
屋外広告業の登録又は屋外広告物管理者の届出に関する事務	H23.4～	1,382	1,646	962	1,487	646	747	871	475	675	635
都市計画法による開発許可に関する事務	H23.4～	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-
条例別表 3											
地方自治法による住民監査請求に関する事務	H23.4～	-	8	1	3	71	4	3	17	4	-
道路交通法による放置違反金の納付命令等に関する事務	H26.6～	6,590	6,780	6,178	5,216	4,958	4,544	4,664	3,716	3,490	3,280
計		93,755	130,959	93,668	94,822	67,226	71,466	76,171	77,904	77,723	77,243

（ア、イともに、これまで実際に利用があった事務についてのみ抜粋）